

愛川町教育委員会

平成26年9月22日

愛川町教育委員会 9 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成26年9月22日（月）
午後2時00分から午後3時06分
- 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
- 3 議事日程 日程第1 会期の決定について
日程第2 前回会議録の承認について
日程第3 教育長報告事項について
 (1) 教育長報告事項
 (2) 平成26年第3回議会定例会について
日程第4 教育委員会委員長の選挙について
日程第5 教育委員会委員長職務代理者の指定について
日程第6 その他
 (1) 教育委員会の点検・評価について
 (2) 食物アレルギーについて
 (3) 子ども議会について
 (4) 町民みなふれあい体育大会について
- 4 出席委員 委員長職務代理者 井上正博
教育委員 平田明美
教育委員 柴利隆一
教育長 熊坂直美
- 5 欠席委員 教育委員 梅澤秋久
- 6 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 佐藤隆男
参事兼教育総務課長 沼田孝作

生涯学習課長	山田正文
スポーツ・文化振興課長	小島義正
教育総務課技幹	神崎亜津子
指導室指導主事	板橋康史
教育総務課副主幹	馬場貴宏

◎開会

- （井上委員長職務代理者） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は4人です。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会9月定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （井上委員長職務代理者） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

- （井上委員長職務代理者） 次に、日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

会議録につきましては、既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

何かご意見、ご質疑等ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） 質疑ありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第2、前回会議録の承認についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前回会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第3

- (井上委員長職務代理者) 次に、日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。

(1) 教育長報告事項について説明をお願いいたします。

——教育長より詳細について説明——

- (井上委員長職務代理者) 説明は以上のとおりであります。

これより質疑に入ります。

(1) 教育長報告事項について、お聞きしたいところなどありましたらお願いします。

- (熊坂教育長) すみません、1点補足をさせてください。

8月27日に中津公民館に実は訪問をしているのですが、中身は、以前から利用者の要望がありました土足化についてどうしようかという検討を中津公民館といたしまして、10月からしばらくの間、試行をしてみようということになってございます。その様子によって本格的に実施かどうかの判断をしてみたいと、そういうことでございます。

よろしくをお願いいたします。

- (井上委員長職務代理者) よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) では、質疑ありませんので、(1) 教育長報告事項については、ご了承願います。

次に、（２）平成２６年第３回議会定例会について、説明をお願いします。

○（熊坂教育長） 資料２をご覧いただきたいと思います。

今回、９月の議会の一般質問は、全部で１２人の方が質問されまして、ほぼ町長の施政方針について聞くことが多かったわけですが、教育委員会関係は３人の方から４点ということでございました。

井上議員からは、子育て支援対策についてということで、子ども子育て支援法ができて、それに伴いまして本町の中で幾つか施策があって、条例が、前にもお話ししたとおり出しているのですが、放課後児童クラブについて、今後どうしていくのかというようなお話がございました。待機児童が若干あるわけですが、様子を見ながら取り組んでいきたいと。待機児童を解消するためには施設を増やしていく必要もあるわけで、財政状況等いろいろありますので、今後考えながらいきたいということでございます。

２人目が小林議員で、児童館施設整備費の地元負担についてということで１点、それから、小学校のエアコンについてということで２つございました。児童館が各行政区にあるわけですが、建設あるいは耐震工事のときには、今、町が９０％で、地元が１０％負担と。これが地元負担をもっと減らすことができないのかというようなことでございました。過去のいろいろな経緯から、児童館といっても地域集会所、各行政区の集会所の色合いが非常に強いのが愛川町の実態ですので、他の大きな市の児童館といいますと、これは子どもたちが使う専用のことですので、自治体がほぼ１００％費用負担をするわけですが、愛川町の場合は過去からそういう経過がありますので、今後もこれをお願いをしたいと、そういうことでお答えをさせていただきます。

それから、エアコンのほうにつきましては、予算のところでもお話を過去いたしたかと思いますが、現在いろいろな方式の基礎調査を行っている段階でございます。そして、今月末におおよそ報告書のめどが立ってくるということで、今後どうしていくかというのを考えたいと、そういうようなことで答弁をさせていただきます。本町の財政状況を見ながら、町長の公約にも入っていますので、できるだけ早くやっつけようということでお答えをさせていただきます。

それから、３人目が佐藤りえ議員ですが、これも公約の実現に向けてということで、最初に取り組む予定のものというようなことでお聞きされました。これもエアコンということで、今考えているよという話をしてございます。

以上が一般質問の関係でございます。

それから、9月29日に教育民生常任委員会がありまして、ここでは25年度の予算審査がございました。決算について細かいことで、参加者が何人とか、事業の状況はどうだとか、質問がございまして、審査の結果、常任委員会では可決すべきものということで承認をいただいております。25日の本会議で正式にこここのところが採決が行われる、そんなような段取りになってございます。

以上、9月議会の報告といたします。よろしく願いいたします。

○（井上委員長職務代理者） 説明は以上のとおりであります。

これより質疑に入ります。

（2）平成26年第3回議会定例会について、お聞きしたいところなどありましたらお願いします。

特にありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） では、質疑がありませんので、（2）平成26年第3回議会定例会については、ご了承願います。

◎日程第4及び日程第5

○（井上委員長職務代理者） 次に日程第4、議案第10号 教育委員長の選挙について、日程第5、議案第11号 教育委員長職務代理者の指定についてを、関連がありますので、一括議題といたします。

提案者の説明をお願いします。教育長。

○（熊坂教育長） 初めに、議案第10号でございますが、ご存じのとおり、教育委員長の任期は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条2項におきまして1年と定められており、これに基づきまして昨年の10月1日から岡本委員長にお願いしたところでございますが、現在は諸事情により委員長が辞任されたことに伴い、空席となっておりますが、通常であれば本年9月30日をもって任期の1年が満了となります。そこで一応教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項に、教育委員会は委員のうちから委員長を選挙しなければならないと定められておりますので、10月1日からの委員長を選挙していただきたいと存じます。

次に、議案第11号 教育委員会委員長職務代理者の指定についてご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項に、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行うと定めら

れておりますので、10月1日からの委員長職務代理者を指定していただきたく思います。

よろしく願いをいたします。

○（井上委員長職務代理者） 説明は以上のとおりであります。

これより委員長の選挙、教育委員長職務代理者の指定を行うわけではありますが、選挙などを行うに当たり、暫時休憩をいたします。

（休 憩）

○（井上委員長職務代理者） 再開します。

休憩前に引き続き会議を続けます。

まず初めに、教育委員長の選挙ですが、委員長選挙の方法は投票と指名推薦の方法がありますが、指名推薦の方法により決定いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦の方法によることに決定いたしました。

それでは、どなたか指名推薦をよろしく願いいたします。

榮利委員。

○（榮利委員） 私は教育委員の井上正博さんを教育委員会委員長に推薦いたします。

○（井上委員長職務代理者） ただいま私を新教育委員長に推薦したいとの発言がありましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） 異議なしとの発言がありましたので、10月1日からは私が教育委員長の職を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

次に、教育委員長職務代理者の指定についてでございますが、従来であれば、現職の教育委員長から指名をしておりましたが、今回は新教育委員長の私から指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長職務代理者は私から指名させていただきます。

それでは、10月1日からの委員長職務代理者に平田明美さんを指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます

よって、平田明美さんを10月1日からの委員長職務代理者と決定させていただきます。ありがとうございました。

それでは、10月1日から新委員長となりますことから、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

ただいまご推挙をいただきましたが、微力ではございますが、与えられた職責を全うし、皆様のご協力をいただきながら任期の1年間を務めてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

◎日程第6

○（井上委員長職務代理者） では次に、日程第6、その他の（1）教育委員会の点検・評価についての説明をお願いいたします。

○（沼田参事兼教育総務課長） それでは、資料3をご覧いただきたいと思います。

平成25年度点検評価の資料となる事業について、教育委員さんからのご意見につきまして朗読をさせていただきます。

まず、1ページの事業名が②小中学校国際教育推進事業でございます。

2ページ目をご覧いただきたいと思います。

教育委員さんのご意見といたしましては、外国籍児童の指導に当たっては、在学学校において多くの課題があると思う。

指導協力者の派遣については、その必要性がますます大きいと感じている。協力者の安定した確保については、継続して取り組んでいきたい。外国籍児童が増加傾向の中、指導協力者の確保が課題であれば、英語力のあるリタイアした民間人または学校関係の支援を求めるのも一つと思います。

愛川町の小中学校における外国籍児童・生徒の割合は増加傾向にあり、小学校では日本語指導学級や日本語指導協力者を派遣して対応しています。今後も日本語指導は継続する必要がますます顕著になりつつあります。外国籍児童・生徒の日本語の意味や理解を深めるためにも、今後も引き続き推進します。外国語教育も小学校の高学年から実施しており、児童・生徒が親しみを持ち学ぶためにも、ALTの派遣や英語教育の推進を継続して行っていきます。

次に、3ページをご覧ください。

事業名、⑤教育振興教材購入事業であります。

次の4ページをご覧くださいと思います。

委員さんのご意見といたしましては、学校現場からの要望が数多くあり、必要なものばかりであると思うが、限られた予算の中での執行には今後も工夫と努力を続けていきたい。優先度の見極めは特にしっかりしていく必要があると思う。教材は不可欠なものであり、厳しい財政状況の中でも欠かすことのできないものです。これ以上マイナスにならないよう、予算の確保をお願いします。

教科ごとの教材は、円滑に授業を進めることや理解度を深めるためにも必要不可欠であり、義務教育の水準を維持し、継続していく必要があります。また、調べ用図書や学習意欲につながる図書の購入も考えて実施していく必要があります。今後も各小中学校の実態を踏まえ、継続して実施していきます。

次に、5ページをご覧ください。

事業名、①小中学校児童生徒介助員派遣事業であります。

次の6ページをご覧くださいと思います。

ご意見といたしましては、町の介助派遣事業については着実に進んでいると思う。介助を必要とする児童一人一人の実情に応じた援助が極めて大事なことであることから、介護員としての資質にも注意を払いたい。介助員の質の向上を願います。

特別支援学級の在籍する児童生徒や通常の学級に在籍する児童生徒は、学習や生活の面で特別な配慮が必要な児童生徒がおり、一層適切な支援が必要となってきました。愛川町においても、小中学校の児童生徒の介助が必要な割合が増加傾向にあり、円滑な学校運営ができるように教員を支援する介助員を派遣し、各小中学校の状況に応じて適正配置を行い、支援を継続して実施します。

次のページの7ページをご覧くださいと思います。

事業名、④特別支援教育就学奨励事業であります。

8ページをご覧くださいと思います。

ご意見といたしまして、特別支援教育充実のためにも就学奨励事業は欠かせないものとなっている。

在学児童生徒が増加し、予算措置は厳しいと思うが、しっかりと継続して取り組んでいきたい。保護者の経済的負担に軽減が図られます。特別支援学級在学の児童生徒の割合が多いことから、今後も継続が必要と思います。障害のある児童生徒の教育は就学指導委員会で適

正な就学相談が行われています。特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を少しでも軽減し、教育の機会を分け隔てなく実施していくことが重要と考えます。今後も特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者に対して支援をしていきます。

次に、11ページをご覧くださいと思います。

事業名、①教育開発センター事業であります。

次の12ページをご覧くださいと思います。

ご意見といたしましては、教育開発センターは、町の教育施策推進のシンク・タンクである。今後もさらに幅広い活動や事業に取り組んでいきたい。学力検査は必要です。その結果を保護者に公表することで、今後の学力向上を目指す対策に結びつくものと考えます。

学力向上に向けた教育センターの事業では、一斉学力検査や生活実態調査を通じて、愛川町の児童生徒の課題や生活実態を把握し、今後の学力向上と支援を研究しています。また、魅力ある学校づくりや学びづくり推進にも取り組み、実践研究の成果を発揮しています。

今後は、教育相談事業や学力向上、授業力向上に向けた取り組みを実施し、町の教育の向上及び課題の把握、調査・研究を継続して推進します。

次に、13ページをご覧ください。

事業名、④児童生徒教育相談事業であります。

14ページのご意見でございますが、教育相談の担当者は児童生徒、保護者、教職員にとって、欠くことのできない存在になっている。人的な配置については予算的な難しさはあるが、今後も学校と緊密に連携をとって、充実した支援体制を作っていきたいと思う。人間関係の難しさから、悩む児童生徒の通室人数が増加する中、常駐の臨床心理士の不在は重い課題と思います。対応策が欲しいですが、予算が厳しいのでしょうか。町内の小中学校の抱える問題は多岐にわたり、教育相談事業は最近の教育現場になくてはならないものとなっています。いじめ、不登校などの課題のある児童生徒の支援のため、スクールカウンセラーの派遣や訪問相談員の派遣を行い、さまざまな状況での支援を実施しています。

また、適応指導教室の活用を通じて、不登校の児童生徒の解決・改善も進めています。今後も引き続き各学校との連携を密にして取り組んでいきます。

次に、15ページをご覧ください。

事業名、①学校保健事業であります。

16ページのご意見でございますが、心身の健康は児童生徒の健全な成長・発達にとって最も大切なものであり、そのための健康教育推進は充実したものでなくてはならない。教職員

の健康保持とあわせて、さらに充実した取り組みを進めていきたい。

定期的に健康診断を実施し、健康を図ることは重要です。今後とも継続すべきと思います。

小中学校の児童生徒はもとより、教員の健康管理は重要な取り組みの一つとなっています。定期的な診断や予防を通じて、しっかりとした学習基盤の確立に取り組み、疾病予防、健康増進に取り組み、また学校管理下での災害共済給付については継続して取り組みます。

17ページをご覧ください。

事業名、④小中学校給食費補助事業についてであります。

18ページのご意見をご覧くださいと思います。補助金の額が低額であるため、事業の効果は疑問視されることもあるが、たとえ低額でも事業の目的は意義のあることで、これを給食費の値上げ分としてとらえると、またその価値も少しは出てくるのではないかと。しかし、予算的に厳しいとはいえ、補助金額としては十分に検討の余地はあると思う。

長期の夏休みまたは冬休み等、子どもが自宅にいて学校給食のありがたみが保護者には痛切に感じると思います。月額100円で各家庭では何ができるのか、できないことをよく理解してもらいたい時期だと思います。

町内の小中学校に通う児童生徒全員に給食補助として、1人当たり月額100円の補助を行っています。この補助は児童生徒の健康増進と少しでも保護者の負担軽減が目的で行っています。小学校6年間、中学校3年間の9年間、継続して補助を続けることにより、保護者にとっては負担軽減になります。今後は費用を含め、どのような支援ができるのか検討し、小中学校の児童生徒に給食支援として実施していきます。

次に、19ページをご覧くださいと思います。

事業名、①生涯学習推進事業であります。

20ページをご覧くださいと思います。

ご意見といたしまして、生涯学習については、町推進プラン策定以来、16年の時が経過し、町民の学習活動もしっかりと根づいてきたように感じる。町としての講座開催や団体補助事業がその推進に大きく貢献していると思われるので、今後もしっかりと取り組んでいきたい。団体事業の参加対象の拡大により、よい効果が出ると思います。PRの必要性を求めます。

高齢化が進んでいく状況は愛川町も顕著であり、長い将来を考えたときに、生涯学習は大変重要な役割を果たしています。また、町民大学講座や行政区で行う生涯学習講座、婦人団体などにも運営費補助を行い、生涯学習機会を町民のニーズに合わせて実施しています。今後も町民の生涯学習の機会を設けて推進します。

次に、21ページをご覧いただきたいと思います。

事業名といたしまして、④半原公民館運営事業であります。

22ページをご覧いただきたいと思います。

ご意見といたしまして、半原地域の生涯学習の拠点としての役割を担い、毎年特色のある事業を展開している。利用者の年齢層等課題はあると思うが、引き続き事業の内容や運営方法等、工夫した取り組みを続けたい。

特色のある事業で、2地域に関する事業を毎年開催することは大変であるとは思われます。引き続き取り組みを期待します。

半原公民館活動を通じて、さまざまな教室、講座を開催し、地域の中では貴重な文化交流の場となっています。毎年行われるラビンプラザ祭りも恒例行事となり、地域のイベント的な内容となっています。今後も継続して地域の文化の発展源として利用者のニーズに照らした活動を展開します。

次に、23ページをご覧いただきたいと思います。

事業名、①P T A活動推進事業であります。

24ページをご覧ください。

ご意見でございますが、各学校のP T A活動はそれぞれの地域の特色を生かして、積極的に取り組まれていると感じる。今の学校教育活動が地域とともに進められていることを思うと、P T Aの存在は大変重要なものになっている。それぞれの組織で課題が数多くあると思うが、ぜひ頑張っていたいただきたいと思う。そのための推進事業は今後もしっかりと継続したい。

推進事業は評価します。これからは少し目線を変え、P T Aでなければできない学力向上の路線を取り入れてみてはいかがでしょうか。統一した目標をP T Aで考えるのも一つと思います。

小中学校のP T A活動は、児童生徒だけでなく、保護者を巻き込んだ活動を通じて、互いの理解を深め、さまざまな活動を各学校で展開されています。また、町P T Aの連携活動を通じて、子ども会や地域の役員との交流も深くなっています。今後もP T A活動が主体的に取り組めるよう支援します。

次に、25ページをご覧ください。

事業名、③地区健全育成組織活動推進事業であります。

26ページをご覧ください。

ご意見といたしまして、各行政区における青少年の健全育成活動の主体となっている育成会は、地域の多くの人々の努力と熱意によって活動が進められている。「地域の子供は地域で育てる」を合言葉として、活動に対して今後の支援もさらに充実していきたい。マンネリ化をしない活性化に向けて充実を図る必要があると思います。

少子高齢化の中で、町の各行政区では青少年を地域活動へ参加させ、地域で育てる活動が行われています。このことは、地域、家庭、学校が連携して活動を進めなければなりません。児童生徒の成長段階での地域の中で大人と活動を通じて学び、個々人の成長につなげていくことが重要と考えます。各行政区の育成会活動が今後も継続的に青少年の育成の場となるよう推進します。

次に、27ページをご覧ください。

事業名、⑥放課後児童クラブ事業であります。

28ページをご覧ください。

ご意見といたしまして、地域的な差はあるとはいえ、町全体としては保護者、地域のニーズにおおむねこたえていると思われる。しかし、今後、さらに入所希望者が増加することも想定されるので、事業の充実に向けて取り組んでいきたい。児童福祉法が改正され、対象児童が拡大になったことにより、保護者等の問題や支援員の人材育成の取り組みを考える必要があると思います。

放課後児童クラブは、町内の全小学校に配置され、保護者の就労や病気などの理由により、学校が終了しても適切な保護が受けられない児童に対して日常生活指導を行っています。待機児童の発生を極力抑え、入所できないことがないように、全体の人員割りや場所の設定、指導員の資格、人員も含めて、今後は児童福祉法の改正に伴い、教育委員会として基準設定を進めます。

次に、29ページをご覧ください。

事業名、①各種スポーツ行事開催事業であります。

こちらは31ページをご覧くださいと思います。

中段のご意見といたしまして、「町民みなスポーツの町宣言」をしている町として、スポーツ行事・教室は、内容も規模も充実していると思う。しかし、それぞれに課題も多く、取り組みを続けるには真剣な検討や改善が必要不可欠である。さまざまな団体、組織、地域住民と協力して、よりよい事業推進に努めたい。

さまざまところでいろいろな行事が開催されており、素晴らしいことと思いますが、内

容がマンネリ化にならないことを望みます。

毎年恒例となっている町一周駅伝競走大会や各種スポーツ教室は、町民の健康増進に役立っています。今後2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでに、スポーツが盛んになることが予想される中で、各種少年少女スポーツ教室もさらに充実がされていくことが求められています。「町民みなスポーツの町」として、運営上の問題解決や底辺の拡大に向けてさらに取り組みます。

次に、33ページをご覧くださいと思います。

事業名、④体育施設管理運営事業であります。

34ページをご覧くださいと思います。

ご意見といたしまして、町内の体育施設は建設後大分時がたっている。それぞれの施設で老朽化の状態は異なっているが、安全第一で修繕に取り組み、町民が安心して利用できるよう管理運営していきたい。

体育施設の老朽化に伴い、修繕・補修は大変なことと思いますが、安全にスポーツが行われるよう、より一層の施設点検をお願いします。

町民が幅広く利用する体育施設は、業務管理と施設の維持管理が重要となっています。利用者の安全と利便性を意識して運営をすることと、施設・備品の老朽化に伴う修繕などを進め、今後も各施設の利用状況や費用対効果を考えながら、利用する方々に支障がないように、維持管理を継続して進めます。

次に、35ページをご覧くださいと思います。

事業名、②町文化協会補助事業であります。

36ページをご覧ください。

ご意見といたしまして、町の文化協会は、芸術・文化振興の中核的活動をする団体の集まりで、それぞれが特色ある文化活動や交流を続けているが、活動経費等課題も持ちながらの活動であると思う。町全体としての文化振興のためにも、この補助事業は継続して続けていく必要があると思う。

町民の生涯学習につながる分野だと思います。一層の活動の活性化と事業内容を幅広く町民に知ってもらうPRが必要だと思います。

現在、20団体の文化協会は愛川町の各種イベントでの展示会や発表会、各種教室、講習会などで町民の文化に対する意識づけなど充実した活動を展開しています。文化協会の補助事業を通じて、経済的負担の軽減と文化協会の活動のさらなる活発化を目指して、今後も取り

組みます。

次に、37ページをご覧ください。

事業名、③古民家管理運営事業であります。

38ページのご意見でございますが、古民家山十郎は町の大事な文化遺産であり、また郷土の歴史的なシンボルでもある。施設の整備・維持管理には、極めて慎重に取り組んでいかなければならないと思う。また、独自の特色あるイベント開催にはより多くの町民の参加を期待したい。駐車場等そのための課題検討をしっかりとしていきたい。

広く町民に知ってもらうためには、PRと思います。もっともっと工夫が必要と思います。

国登録文化財である古民家山十郎は、登録後5年を経過し、町の文化遺産として町民の文化に対する意識高揚と文化財を通じて、さまざまな研修、文化活動を開催しています。今後は参加者の拡大とさらに町民の利用拡大ができるよう、施設の整備、維持管理を推進して、貴重な文化財として継続して取り組みを進めます。

以上でございます。

○（井上委員長職務代理者） 説明は以上であります。

事務局からの説明のとおり、教育委員の点検評価については、資料のとおり、各委員からあらかじめご意見等を提出いただいておりますので、本日は各委員から補足説明や追加のご意見がありましたら、ご発言いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

榮利委員。

○（榮利委員） 全体を通じて、ほぼ継続ということで理解していいかなと思うので、今回出された教育委員さんの意見をまとめていただいて、教育委員会の考え方としていただきたいと思っております。

それから、2つほどちょっとつけ足したいんですけども、給食費のところは、賛否両論いろいろあって、私も実は100円という額を知らなくて、今回は継続ということで、意見も出されていますので、とりあえず継続はするんですが、今後どうしていくかというのは、やっぱり教育委員会として考えていかなきゃいけないなというところがありますね。

それからもう1点は、放課後児童クラブの件なんですけれども、これは議会で答弁もされているので、まだちょっと浸透度が低いと思うんですよ。来年から5カ年計画でやるのを、町でやっていくんでしょうが、教育委員会としてどう入り込むかというのは、きちっと明確にしたほうがいいかなと思います。その2点だけ。あとは最初に望んでいたとおり、これでいいかなと思いますけれども。

○（井上委員長職務代理者） よろしいですか。

○（熊坂教育長） 先ほど給食費のお話をいただきましたのですが、実は消費税のことが非常に気になっていまして、これがはっきり10%になるということが出てくると、その時点で値上げというようなことも考えなければいけない事態も出てくるかと思えます。ですから、そのときにこの100円という補助もあわせて一緒に検討していかなければいけないのかなということを思っております。

いずれにしましても、またいろいろ内部でも話し合いをしながら、説明をしながら、ご意見をいただいきたいと、そう思っております。

○（井上委員長職務代理者） 今の給食費のところでは、点検評価委員さんの中では相当シビアなご意見が出ていますので、これに対しての委員会としての考え方をどうするかというのは、ある程度ここでまとめて、少し具体的な部分も出していかなくてはいけないのかもしれませんが、それは一つ事務局のほうでよろしくまとめていただきたいと思います。

ほかによろしいですか。

平田委員。

○（平田委員） 給食のところで、私は自分で書いたコメントは大体読みますとわかりますので、かなりわかりやすいコメントを出してしまったのですけれども、やはり今、新教育委員長さんがおっしゃったとおり、ちょうど点検評価のほうに出ていますので、ここでぜひとも100円に関して、税金移行の絡みもあると思いますが、それでやっていただけないかなと思います。

○（井上委員長職務代理者） それでは、教育委員の点検評価の意見につきましては、ただいま各委員からいただきましたご意見を事務局のほうでまとめていただいて、次回の会議でお示しすることといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） では、そのようにしたいと思います。

それでは、（1）愛川町教育委員会の点検・評価については、説明のとおりご了承願います。

次に、（2）食物アレルギーについての説明をお願いいたします。

○（神崎教育総務課技幹） 資料4になります。食物アレルギーに関する調査について（お願い）という資料をつけさせていただきました。学校給食の食物アレルギーの対応につきましては、昨年9月にマニュアルとして各小中学校に配付、通知をさせていただいていることは、

定例教育委員会において報告させていただいております。これで在学している子どもたちの対応は進めているのですが、平成27年4月に入学してくる新一年生に対してどのように対応していくかということで、校長会等で話し合いました。就学時健康診断の通知と一緒に同封して、就学時健康診断の当日にはアレルギーに関する事前調査をしておかないと間に合わなくなってしまうのではないかとということで、この食物アレルギーに関する調査について（お願い）ということで、2枚にわたってあるんですけども、今回は裏面になっています。この事前調査でアレルギーがあるか、医師の診断とか、相談とかしているかどうか、またその内容のことについて書いていただき、学校給食での配慮が必要かどうかという調査をさせていただいて、これを就学時健康診断の当日に回収させていただき、その後学校と保護者等の連絡でアレルギーに関しての対応について進めていきたいということで、就学時健康診断実施通知書と一緒に、こちらのアンケートを入れて対応を進めていますというご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○（井上委員長職務代理者） 説明は以上であります。

これより質疑に入ります。

（2）食物アレルギーについて、お聞きしたいところなどありましたら、お願いたします。

○（榮利委員） 1つよろしいですか。

外国人の方のお子さんに対しては大丈夫なんですよ。意味がわからないとかという人が出てくるなんてことはない。

○（神崎教育総務課技幹） ポルトガル語とスペイン語の訳はさせていただいて、一緒に同封しています。それ以外の方は、就学時健康診断の日には書いていない場合は、その場で対応ができればと思っています。今年度、初めてなので、どれぐらいというところもわからないのですが、そのように対応しようと取り組んでいます。

○（榮利委員） この間学校訪問に行ったら、半原小学校の校長先生が言っていたんですけども、親もわからないというのがあるから、緊急対応マニュアルはもうできているので、その前に何か学校で異常があるのは速やかに吸い上げられるけれども、親御さんがわからないというのが一番困るんですよ。

○（神崎教育総務課技幹） そうですね。その辺の把握もこのことをやることで、入学してくることにしても、保護者の方がどれぐらい理解しているかというところも把握はしていけるのではないかと思います。

- （榮利委員） だから、保護者の方の指導も含めてやっていただけたらいいかなと思うんですけれども。
- （神崎教育総務課技幹） 取り組んでいきたいと思っています。
- （平田委員） 同じ外国籍の方になっちゃうんですけれども、やはりこの辺にもありますよね、そこのお国柄の食べるものを売っているところがあるんですよね。やはり給食となると、子どもはそれは食べるけれども、親というのは給食でどんなものが出てくるかわからないというのが外国籍の保護者の方だと思うんですよ。帰宅して食するものとお両親と同じようなものを食べているわけだから、実際学校で食べているものがわからないということだと思うんですね。となると、それはもう書類を提出したところでわかるのかしら。こういうものは例えば就学のときにお出しして、献立を見て、例えば、献立というか、こういうものというのは分かるのかしら。
- （神崎教育総務課技幹） 実際にはちょっと。今回はアレルギーがありますかという質問なので、そのお子さんがご自宅で食べているときに、例えば何かの食材がだめだということで配慮が必要かどうかということと、もし給食にそれが入ってこなければとりあえず給食は安全だという——安全かどうかわからないんですけれども、それと、食材で今回はとらえているので、そのお子さんが何がだめかがわかれば、学校給食でそれが出ているか出ていないかで、お家でそれ以上に何を食べているかに関しては確認はできないのですが。
- （平田委員） そこまではわからない。
- （神崎教育総務課技幹） そうですね、わからない。お家で食べていても、アレルギーが出てしまうようなものがあれば書いていただいて、またお医者様の診断を受けていただきたいというところも大前提にありますので。
- （平田委員） 外国籍の方は、食に対するアレルギーをかなりアバウトにとらえていると思うんですよ。日本の場合はすごくきめ細やかにいろいろやっていると思うんですけれども。
- （神崎教育総務課技幹） 配慮しながら、配慮できるかちょっとわかりませんが、気にしながら。
- （熊坂教育長） ちょっとね、角度が違う。
- （神崎教育総務課技幹） ここ何年かの間ではその関係で大きな問題は伺ってはいないんですけれども。気をつけてみます。ありがとうございました。
- （平田委員） ですから、これをきっかけぐらいのつもりでとらえて、クエスチョンがある子どもたちについては、親御さんにもこれをもとにというより、ここをきっかけに働きかけ

をしていくというところをしていきたいなど、そんなふうに思っています。昨年確かに半原小へ行ったときに、食べてない食材があるという話がやっぱり出ましたですね。ですから当たってみないとわからないところもあるかと思しますので、これをきっかけにアレルギーへ親御さんにも関心を持ってもらうということにしていけたらと思います。

○（井上委員長職務代理者） ほかによろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） よろしいですね。

では、そのほかに質疑ありませんので、（２）食物アレルギーについては、ご了承願います。

次に、（３）子ども議会についての説明をお願いします。

○（山田生涯学習課長） 生涯学習課長の山田です。

それでは、子ども議会についてでございます。隔年実施をしております子ども議会につきましては、以前にお知らせをさせていただいたところでございますけれども、本年11月1日の土曜日、午前9時から役場の町議会の議場のほうで開催をいたします。

本日は、子ども議会の議員、18名から質問項目、質問が出されまして、項目ごとにまとめ、質問順が決まりましたので、資料5になりますけれども、質問順の名簿と質問の題名を記した資料をお配りさせていただいたところでございます。

議員は全員で18名になりまして、9人ずつ、前半後半に分けまして、議長も前半と後半に分け、交代で行ってまいりたいと考えております。質問の順番につきましては、質問の内容によりまして、6つのグループに分類をしております。初めにこの順番で、1番と2番の2人につきましては、観光ですとか、商業施設についてのグループとなります。それから3番から5番までの方は、公共交通などに関するグループ、そして6番から9番が福祉ですとか、地域とのかかわり、図書館などのグループ、それから後半に入りまして、10番から12番が交通安全のグループ、13番から15番がごみですとか、動物愛護など、環境の面に関するグループ、そして16番から18番が学校に関するグループという形で分けさせていただいております。

子ども議員の中には、1人で3項目ぐらいの質問をされる方もおられますけれども、ただいま申しあげましたような分類により順番を決めさせていただいたものでございます。

本日は質問内容が示されたということで、お知らせをさせていただきました。また、教育委員の皆様には、後日、議会のご案内をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

す。

以上であります。

○（井上委員長職務代理者） これより質疑に入ります。

（３）子ども議会について、お聞きしたいことなどありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） では、質疑がありませんので、（３）子ども議会については、ご了承願います。

次に、（４）町民みなふれあい体育大会について、説明をお願いします。

○（小島スポーツ・文化振興課長） スポーツ・文化振興課長の小島です。

それでは、お手元の資料６をご覧いただきたいと思います。

第11回の町民みなふれあい体育大会ということで、7月の定例教育委員会の際にこの大会の要綱案をご説明させていただきましたけれども、その後8月に入りまして、代表者会議を経まして、詳細が決まりましたので、本日大会の当日の委員さんの関係する役割等について説明をさせていただきます。

開催日ですけれども、既にご承知のとおり、10月12日の日曜日に午前9時から三増公園の陸上競技場で開催をいたします。

開催をする場合は、当日午前7時に花火を打ち上げさせていただきます。また、雨天の場合は中止となります。当日、午前8時に防災無線並びに防災行政情報メールでお知らせをさせていただきます。この大会では教育委員の皆様には大会の副会長ということで本日委嘱をさせていただきます。関係資料をお手元に置かせていただいております。

なお、資料の後ろから2枚目です。ページが入っておりませんが、大会の役員構成の名簿を添付させていただいております。委員さんは大会副会長という役職でございます。委嘱させていただきます。

大会当日は、午前9時になっておりますので、時間までに間に合いますようご来場いただければと思います。

また、当日、各委員さん、お車で会場にお越しの場合は、三増公園の陸上競技場内の駐車場所を確保してありますので、本日はお手元に配付をさせていただきました黄色い駐車券があると思います。そちらを車の前のダッシュボードの上に見える場所に置いていただきまして、資料の一番最後に位置図を添付しておりますけれども、位置図の中段に①競技場前の

駐車場の大会役員駐車場所になりますので、そこに車を置いていただければと思います。

また、委員の皆様には、大会当日、副会長ということで役割がございまして、会長であります町長と一緒に、参加された選手に対しまして、競技ごとに商品を授与していただければと思います。その際は、賞品係の係員が誘導と補佐をさせていただきます。お願いします。

また、今回は、すべての競技が終わりまして、閉会式の前にお楽しみ抽選会を行わせていただきますので、その際は大会会長並びに副会長には抽選箱から抽選券を引いていただきまして、係員が誘導補佐いたしますので、よろしくお願いをしたいと思います。

大会当日の服装は、来賓の皆様には昼休みに来賓競技をしていただきますので、各委員さんにも運動ができる服装でお越しいただければと、そのように考えております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○（井上委員長職務代理者） 説明は以上のとおりです。

質疑について、ありましたらお願いします。

榮利委員。

○（榮利委員） 一昨年はちょっと雨が降ったんですけれども、この雨天判断は前日はやらないんですか。

○（小島スポーツ・文化振興課長） 最終的には、前日に降った場合のグラウンドコンディションを見まして、やはり当日判断させていただきます。最終的にはやはり当日のグラウンドコンディション判断というようなことです。

○（榮利委員） 7時で花火なんですけれども、7時では遅くないですか。

○（小島スポーツ・文化振興課長） 5時半に事務局は現地に出向いて対応させていただきます。

○（榮利委員） 当日弁当を頼む場合は、大体6時ごろまでというところが多いと思うんですけれども。

○（小島スポーツ・文化振興課長） 前日も午前中でお昼までで中止になりましたけれども、そこまでにかかった経費は各行政区のほうに交付させていただいておりますので、今回も雨天の状況で同様な判断になろうかと思っております。

○（井上委員長職務代理者） 教育長。

○（熊坂教育長） 実はその前の年ですか、前々回はひどく前日に降って、当日はもう無理だろうという判断が前の日にできたときがあるんですね。ですから、そういうことは当日の前

に、最悪の場合にはなるべく早く判断をしていきたいと。どうしても行政区では、先ほどお話をあったように、弁当の手配等がありますので、町長とよく協議をして、なるべく早い時期に判断ができればしていきたいと。反面、なるべくやりたいというのもありますので、その辺を考えながら天候の最終判断はしていきたいと、そんなふうに思っております。

- （榮利委員） それと、もう1点よろしいですか。雨が降っていて、やりますよとなったときに、スケジュール変更だとか、いろいろな事務伝達がスムーズにいかないというのが前回ありましたし、各行政区の中で対応するのに、まだ選手が集まっていないとか、時間に合わせて来ているから、この時間でこの競技をやられても人がいないとか、そういうのが実際にありましたので、やる場合にもし途中で雨が降った、始まりは少し雨が降っていたけれども、いつまでやるのかとか、そういうシミュレーションをしてもらって、こういうときにはこういう対応をしようと。実際に皆さん、区長さんになると思うんですけども、集まってくださいと言ったときに、集まるのに20分も30分もかかるわけですよ。そうすると説明ができないとかになりますので、そういうときはじゃこういう人に代行してすぐ来てもらうとか、そういう臨機応変の対応をとっていかないと、伝わらせたいんだけど、伝わらないというのが結構前回ありましたのでね。逆にチームのほうから、これはどうしたらいいんだという問い合わせが随分来ていたので、そういうこともちょっと当日どういうふうになるかわかりませんが、事前にシミュレーションをして、やっておいたほうがいいかなと思うので、それはスポーツ振興課のほうでちょっと事前にやってみていただいたほうがいいと思います。前回やったときの反響とか、役員をやっていた方がこういうところに困ったよとか、こういうところに人がいなかったよとか、そういう話が結構出てくると思いますので、それを参考にさせていただいて、当日スムーズな進行が図れるように少しお願いしたいと思います。

- （井上委員長職務代理者） ほかにいかがですか。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） では、ほかに質疑がありませんので、（４）町民みなふれあい体育大会については、ご了承願います。

以上で、本日の議事案件等は終了いたしました。各委員から何かご意見等ありましたらお願いいたします。

委員、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） 特にないようであります。

事務局から何かございますか。

（「特にございません」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） よろしいですか。

それでは、以上で9月定例会の議事日程が全て終了いたしましたので、閉会したいと思います
ますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。

よって、9月定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、大変ご苦労さまでした。

なお、次回の教育委員会定例会の日程については、10月27日月曜日、午後2時から、この
201会議室で開催いたしますので、よろしく申し上げます。

愛川町教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

平成26年10月27日

教育委員会委員長

井上正博

教育委員会
委員長職務代理者

平田明美

教育委員

榮利隆一

教育委員

梅澤秋久

教育長

熊坂直美

調整職員

馬場貴宏